

KASAMATSU

広報かさまつ

7

2020 Jul.
No.1118



コロナに負けるな! **第2弾**
生活応援割引クーポン

最大 3,000円OFF

利用期限 2020年12月31日

特別定額給付金の支給が完了した世帯宛に6月中旬より
郵送を開始した「**特別定額給付金支給のお知らせ**」に
3,000円分の「生活応援割引クーポン」を同封しています。

町商工会に加盟する様々な業種のお店で割引が受けられ
ますので、ぜひご利用ください。

目次 CONTENTS

- 02 特集 コロナとどう過ごす?
“新しい生活様式”で分かち合う安心
- 06 特定健診、ぎふ・すこやか健診
- 07 はしま・さわやか口腔健診
- 13 Information Box 町からのお知らせ

表紙 COVER STORY

3か月ぶりに学校生活がスタート。分散登校期間
中だったこともあり、授業は少人数で行われていま
したが、久しぶりの学校にみんなイキイキ、とってもいい
表情でした! (6月5日 松枝小学校にて)



屋内運動場での授業風景(笠松中学校にて)

みんなで実践「新しい生活様式」

緊急事態宣言の解除から1か月半。町内でも店舗の営業が徐々に再開し、学校にも子どもたちの元気な声が戻りました。

少しずつ日常の風景が戻りつつありますが、新型コロナウイルスの出現に伴い、私たちは飛沫感染や接触感染のリスクを下げるための「新しい生活様式」へ生活スタイルを切り替えていく必要があります。

家族や友人、同僚と安心を分かち合うため、皆さんも「新しい生活様式」の実践にご協力ください。

「新しい生活様式」の具体例	
感染防止	・可能な限り、人とは2メートルの間隔を ・外出時は症状がなくてもマスクの着用を ・手洗いは30秒程度、石けんを使って
移動	・帰省や旅行は控えめに ・誰とどこで会ったか記録を
日常生活	・買い物や公共交通機関の利用は空いた時間に ・通販や電子決済などで接触を減らして ・食事はテイクアウトやデリバリーの活用を ・ジョギングなどは少人数で十分な距離をとって
仕事	・テレワークや時差出勤で混雑を避けて ・会議などはオンラインの活用を

始まっています!「新しい生活様式」

公共施設



公共施設の窓口では、飛沫感染防止のためのパーテーションを設置したほか、町民の皆さんが利用するスペースが「3密」とならないよう、会議室を執務スペースにし、職員の配置を分散させるなどの対応をとっています。

バス



公共施設巡回町民バスでは、乗降口にアルコール消毒液を設置しました。また、1時間おきにアルコールによるつり革や手すりの拭き上げを実施するとともに、車内の換気を行っています。

避難所



発災時の避難所における新型コロナウイルス感染症の集団感染を防止するため、体調不良の避難者の受け入れ方法を役場職員がシミュレーションするなど、感染症対策を講じた避難所開設訓練を実施しました。

学校



小学校では、教室に入る前に石けんを使った手洗いと手指消毒を徹底しています。手洗いスペースでは混雑による密な接触を避けるため、順番待ちの位置を示すラインや足形マークが床に貼られています。また、検温や健康カードの提出により児童の体調不良にいち早く気づける体制を整えています。

学校



中学校では、ウェブ会議システム「Zoom」を活用し、複数の教室で同時に授業が受けられる環境を整えたり、屋内運動場を授業スペースとして活用することで、教室内の「3密」回避を実践しています。また、休校中には自宅学習のサポートとしてオリジナルの学習動画の配信も行われました。

買い物



お店の味を家庭で安全に楽しんでもらおうと、飲食店が笠松中央公民館の駐車場でドライブスルー形式によるお弁当の販売会を行いました。当日はお店の味を求めて多くの方が来場し、飲食店の新たな営業スタイルを試みる貴重な機会になりました。

このほかにも、保育施設や福祉施設、病院、公園など、様々なところで感染拡大防止に配慮した取り組みがなされています。引き続き、一人ひとりが感染予防に努め、まちぐるみで新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波を防ぎましょう！

広がれコロナ対策 ～町独自の支援や対策を展開します～

町では、国や県の補助金などを活用しながら、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた町民生活や事業者への支援策を展開するとともに、今回のピンチを機に、子どもたちの学習環境や避難所の衛生環境などを向上させます。ここでは、取り組む事業の一部をご紹介します。

①町民生活向け支援

- ・半年分の水道料金基本料の免除
- ・商工会クーポン券の発行による家計支援
- ・一人暮らし高齢者への戸別訪問 など

②中小事業者向け支援

- ・商工会クーポン券の発行による消費喚起
- ・国の「中小企業雇用維持支援事業」における上乗せ支援
- ・国や県の「小規模事業者持続化事業」における上乗せ支援 など

③児童・生徒の学習環境の充実

- ・臨時休校などの緊急事態に備え、小中学生に1人1台タブレット端末を貸与
- ・校内LANのバージョンアップ
- ・Wi-Fi環境を整えられない家庭に対し、タブレット端末による家庭学習に必要なルーターの整備支援
- ・夏季の授業に備え屋内運動場への空調設置
- ・1か月分の給食費を無料化 など

④新たな感染拡大防止策

- ・公共施設や学校、保育施設、避難所などにおける飛沫感染や接触感染を防止するための備品整備
- ・感染症対策を講じた上での避難所開設訓練の実施 など

感染症に注意して 意識的に運動しましょう

岡健康介護課 ☎388-7171

「動かない」から「動けない」にならないために

新型コロナウイルス感染症予防のため、屋内で過ごす時間が長くなっていませんか？自粛生活だからと「動かない」で過ごしていると、体力の低下、生活習慣病などの発症により「動けなくなる」心配があります。特に、中高齢者については、健康の保持、フレイル（虚弱）やロコモティブシンドローム（運動器の衰え）の予防のために、意識的に運動・スポーツに取り組むことが重要です。

「運動はしたいけど、感染症が心配」という皆さんへ、運動を行う上で必要な感染症予防のポイントをご紹介します。暮らしに「運動」を取り入れ、健康づくりや介護予防を行いましょう。



！ 運動前のポイント



□熱はないですか？

・ 体温を測定し、平熱であるか確認しましょう。

□体調不良はないですか？

・ 体調を確認し、風邪症状や倦怠感、味覚や嗅覚の異常がある場合は、運動は控えましょう。

！ 運動中のポイント

□こまめに手洗いを

・ 運動中は、タオルで顔の汗を拭く際に手が目や口に触れる場合があるため、運動前後・休憩中などこまめに手洗いをしましょう。

□適宜マスクをはずしましょう（着用時はこまめな休憩も忘れずに）

・ 気温、湿度が高い中でのマスクの着用には注意が必要です。屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、マスクをはずしましょう。

※マスクを着けての運動は、身体への負担が大きくなる可能性があります。周囲の人と距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をしましょう。基礎疾患のある方は、かかりつけ医に相談するなど、無理せず健康安全を第一に考えましょう。

□一人で行いましょう（誰かと一緒のときには必ず距離をとりましょう）

・ 屋外でも人が多いところや三つの密（密閉・密集・密接）になる場所は避け、運動をする際は一人で行うようにしましょう。屋外であっても、他の人とはなるべく距離をとりましょう。

□水分補給も忘れずに

・ マスク着用時は、体内に熱がこもりやすくなり、マスク内の湿度が上がることで、のどの渇きに気づきにくくなります。また、外出自粛による運動不足から、例年に比べ熱中症のリスクも高まっています。熱中症予防のため、屋内でもこまめに水分を補給しましょう。



春の叙勲 町内から2人が受章



旭日小綬章受章 廣江 正明さん

春の叙勲で、廣江 正明さん(天王町)が「旭日小綬章(地方自治功労)」を受章されました。

廣江さんは、平成11年6月から5期20年の長きにわたり町長として、誰もが安全に暮らすことができるまちづくりを目指し、各種施策に尽力されました。

また、岐阜県町村会会長、木曽川右岸地帯水防事務組合管理者、羽島郡広域連合連合長、岐阜県地方競馬組合管理者などの要職を歴任し、地域の発展、向上に多大な貢献をされた功績が認められ、今回の受章となりました。

瑞宝単光章受章 山田 和朗さん

春の叙勲で、山田 和朗さん(東陽町)が「瑞宝単光章(水防功労)」を受章されました。

山田さんは、昭和55年4月に木曽川右岸地帯水防事務組合笠松水防団に入団され、平成31年3月に退団されるまで、水災害の防御、復旧など水防活動に精励されました。また、平成25年4月からは団長に就任され、水防活動のみならず水防技術を向上させるべく、団員の指導・育成に努められるなど、長年にわたり貢献された功績が認められ、今回の受章となりました。



新型コロナウイルス感染症に負けない! ~皆さんの善意が届けられています~

(寄附・寄贈順)

有限会社 金鋼金属(門間)	次亜塩素酸水50L
匿名	現金100万円(学校教育活動再開事業費として)
匿名	現金3万円(新型コロナウイルス感染症対策費として)
匿名	現金10万円(新型コロナウイルス感染症対策費として)
株式会社 丸杉(岐阜市)	マスク250枚

町内会連合会新役員のご紹介

町内会連合会役員の任期満了による役員改選が行われ、新役員に次の皆さんが選出されました。

(敬称略)

会 長	山田 忠正(春日東陽常盤町)
副会長	川島 裕(奈良町)
副会長	岩田 修(宮川町)
副会長	松原 安雄(南栄町)
副会長	岩井 弘榮(米野)
会 計	岩田 光弘(下新町)
会 計	近藤 秀隆(下門間)

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力下さい

環境問題
解決の
第一歩

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約・海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。

このような状況を踏まえ、7月1日から全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うことになりました。

皆さんも、自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、工夫をしてみましょう。▲詳しくはこちら



特定健診、ぎふ・すこやか健診を受けましょう

生活習慣病予防のための特定健診（国民健康保険加入者対象）、ぎふ・すこやか健診（後期高齢者医療保険加入者対象）を実施します。対象者の方には7月下旬に受診券を郵送しますので、この機会にぜひ受診し、健康チェックをしましょう。

《対象者》

特定健診	国民健康保険の加入者で、 令和2年度中に40歳になる方から令和2年8月31日時点で74歳の方 （昭和20年9月1日～昭和56年3月31日生まれの方） （被用者保険（注1）など他の医療保険加入者は受診できません）
ぎふ・すこやか健診	後期高齢者医療保険の加入者で、 令和2年8月31日時点で75歳以上の方（昭和20年8月31日以前に生まれた方） （一定の障がいがあり広域連合の認定を受けている場合は65歳以上の方）

（注1）被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・共済組合・船員保険の公的医療保険の総称

なお、次に該当する方は受診できません。

- ①妊産婦の方
- ②長期（6か月以上）入院の方
- ③国民健康保険から他の医療保険に変わった方
- ④勤務先の健診や人間ドックを受診した方、または受診する予定の方
（受診された場合は、受診状況の確認のため、健診結果の提出にご協力をお願いします）



《実施期間》 8月1日（土）～12月31日（木）（ただし、医療機関の診療時間内に限ります）

《健診内容・自己負担金》 健診によって検査項目が違います。

検査項目	特定健診	ぎふ・すこやか健診
問診	○	○
身体計測・BMI	○	○
腹囲測定	○	×
血圧測定	○	○
理学的検査	○	○
尿検査	○	○
血中脂質	○	○
肝機能	○	○
ヘモグロビンA1c	○	○
クレアチニン	○	○
血清アルブミン	×	○
心電図	医師の判断により実施	医師の判断により実施
貧血		○
眼底検査		×
血糖（グルコース）		×
尿酸	○	×
自己負担金	500円 ※受診する医療機関の窓口でお支払いください。	



※血液検査を行いますので、食事をとらずに検査を受けてください。

《持ち物》

- ◎受診券
- ◎被保険者証（国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証）
- ◎問診票（必要事項を記入してください）

《受診結果》

受診した医療機関で健診の結果の説明（情報提供）があります。

《実施医療機関》

笠 松 町	医療機関名	所 在	電 話
	愛生病院	円 城 寺	388-3300
	伊藤内科	上 本 町	387-2257
	岩村医院	門 間	387-0180
	片山クリニック	田 代	388-8700
	小寺医院	美 笠 通	387-4504
	こめの医院	米 野	387-6010
	羽島クリニック ※	門 間	387-6161
	ひらたクリニック	田 代	387-3378
	松波総合病院（北館）	田 代	388-0111
	森本内科・皮ふ科	奈 良 町	388-3600
	吉田胃腸科	門 前 町	387-2217

岐 南 町	医療機関名	所 在	電 話
	赤座医院上印食診療所	上 印 食	247-2626
	安藤内科おなかクリニック	上 印 食	245-3300
	おおしろ内科	野 中	249-1366
	岡山クリニック	徳 田	268-0307
	おくむらメモリークリニック	下 印 食	215-5509
	河合内科クリニック	八 剣	247-6630
	北田内科クリニック	下 印 食	278-1030
	けやきクリニック	平 島	213-3310
	サンライズクリニック	野 中	247-3307
	やまうちクリニック	八 剣 北	215-7771
渡辺小児科	八 剣	246-8882	

※羽島クリニックでは8月から11月までの実施(12月は実施しません)

◎人間ドック受診費用の助成

国民健康保険に加入している方を対象に人間ドック受診費用の助成を行っています。人間ドック受診費用の助成を受ける方は、特定健診を受診することができませんのでご注意ください。人間ドック受診費用の助成について、詳しい内容は健康介護課にお問合せください。

健康介護課 ☎388-7171

はしま・さわやか口腔健診で、 お口の健康チェックをしましょう



後期高齢者医療保険加入者の方を対象とした「はしま・さわやか口腔健診」を実施します。この健診は、歯・歯肉の状態や口腔機能(かみ砕く、飲み込む、唾液の分泌など)のチェックを行い、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎などの疾病を予防し、高齢者の健康増進を図ることを目的としています。また、口腔機能の向上は、介護予防や認知症予防にもつながりますので、ぜひ受診しましょう。

※対象者の方には、ぎふ・すこやか健診の受診券と一緒に受診券を郵送します。

《対象者》 ぎふ・すこやか健診対象者

《実施期間》

8月1日(土)～12月31日(木)
(ただし、実施歯科医療機関の診療時間内に限ります)

《自己負担金》 300円

《健診内容》

- ・問診
- ・口腔内診査
(歯の状態、口腔乾燥、粘膜の異常、
口腔衛生状況、歯周組織の状況)
- ・口腔機能の評価
(咀嚼能力、舌・口唇機能、嚥下機能)

《持ち物》

◎受診券 ◎後期高齢者医療被保険者証

《受診結果》

受診した歯科医療機関で健診の結果の説明(情報提供)があります。

《実施歯科医療機関》

笠 松 町	歯科医療機関名	所 在	電 話
	いいだ歯科	東金池町	387-3646
	うえむら歯科	長 池	388-4118
	くのう歯科医院	上 本 町	387-2051
	小島歯科医院	奈 良 町	387-2848
	ごとう歯科	田 代	387-0955
	さくら歯科	門 間	387-9114
	立松歯科医院	門 間	388-2078
	西垣歯科クリニック	北 及	387-5900
	松原歯科医院	美 笠 通	387-6600
三輪歯科医院	円 城 寺	387-6110	
森デンタルクリニック	田 代	387-9981	

※岐南町・羽島市の実施歯科医療機関でも受診することができます。詳しくは7月下旬にお送りする受診券をご覧ください。

健康介護課 ☎388-7171

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

保険証（被保険者証）を更新します

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、笠松町に住所がある75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和2年7月31日ですので、8月1日からは7月中に郵送する新しい保険証をご使用ください。

古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

7月31日まで

うすい紫色



8月1日から

うすい青色

被保険者番号 ○○○○○○○○	
氏 名	広 城 太 郎
一部負担金の割合	○ 割
有効期限	令 和 3 年 7 月 3 1 日
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号○○○○○○○ 令和3年7月31日 住 所 羽島郡笠松町司町1番地	
氏 名	広 城 太 郎
性 別	男
生 年 月 日	昭和○○年○○月○○日
資格取得年月日	令和○○年○○月○○日
発 効 期 日	令和○○年○○月○○日
交 付 年 月 日	令 和 2 年 8 月 1 日
一部負担金の割合	○ 割
保 険 者 番 号	39213038
保 険 者 名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☐

●確定申告期限の延長期間に申告された方へ

確定申告期限の延長期間（令和2年3月17日～4月16日）に申告された方は、郵送される保険証の負担割合（1割・3割）や後期高齢者医療保険料額決定通知書に最新の所得状況が反映されていない場合があります。その場合は、後日、保険証の差替えや保険料の変更が発生する可能性があります。

また、保険料の変更が生じた場合、特別徴収（年金からの天引き）から普通徴収（納付書・口座振替）による納付に切り替わることもあります。

お手順をお掛けしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

令和2・3年度の保険料を改定します

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、2年ごとに見直しを行っています。

令和2年度・令和3年度の保険料率は次のとおりです。

	令和2・3年度	平成30・31年度(令和元年度)からの増減
均等割額	44,411円	+3,197円
所得割率	8.55%	+0.8ポイント
賦課限度額	64万円	+2万円

保険料率の上昇は、医療費の増加や後期高齢者負担率（国が決定する医療給付費に占める高齢者の保険料負担の割合）の上昇が要因にあります。また、一人当たりの保険料増加には保険料均等割額の軽減特例の見直しの影響も含まれます。（右ページ「保険料の軽減措置を見直します」をご覧ください）

令和2年度の保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、今年度の保険料は前年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料の決まり方】

令和2年度の保険料		
限度額64万円（年額）〔100円未満切捨て〕		
均等割額		所得割額
被保険者1人当たり 44,411円	+	被保険者の所得※ ×8.55%

※総所得金額等－33万円（基礎控除額）

保険料の軽減措置を見直します

保険料均等割の軽減措置は、特例的に実施されてきましたが、世代間の負担の公平を図る観点なども踏まえ、平成31年度（令和元年度）から段階的に本来の軽減への見直しが行われています。医療保険を将来にわたり安定して運営できる制度にする見直しであるため、ご理解をお願いします。

なお、改正に伴い保険料額が変更となる方で、保険料を年金からお支払いいただいている場合の引き落とし額への影響は10月からです。



①保険料の均等割額軽減特例の段階的な見直し

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合		
	本来の軽減	令和2年度	令和3年度
平成31年度（令和元年度）における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	改 7.75割	7割
平成31年度（令和元年度）における8割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし、公的年金の控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません		改 7割	
「33万円 + 改 28万5千円 × 被保険者数」以下	5割	5割	
「33万円 + 改 52万円 × 被保険者数」以下	2割	2割	

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方(元被扶養者)は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り5割軽減となります。(ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます)

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

圃住民課 ☎388-1115

国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やケガをした時に安心して病院にかかれるように、日ごろからお金を出し合いみんなで助け合う制度です。被保険者の皆さんより納付いただいている国民健康保険税は、医療費の支払いに必要不可欠な財源となっています。国保の健全な運営のため、国民健康保険税の納付に、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度国民健康保険税率

《今年度の税率変更のポイント》

- ・法令の改正に伴い、課税限度額を見直しました。
- ・医療給付費分の「資産割額」を廃止しました。これにより、「所得割額」の税率を見直しましたが、これまでに積み立てた国民健康保険基金を活用することで、保険税の大幅な上昇を抑えました。
- ・応能・応益（注1）の割合を考慮し、均等割額・平等割額の改正を行いました。

				平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
国民健康保険	医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	6.0%	6.4%
		資産割額	固定資産税額に乘ずる率	10.0%	—(廃止)
		均等割額	1人につき	25,400円	26,100円
		平等割額	1世帯につき	22,000円	18,900円
		課税限度額		610,000円	630,000円
	後期高齢者 支援金等分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.27%	2.4%
		均等割額	1人につき	10,400円	9,700円
		平等割額	1世帯につき	4,600円	7,000円
		課税限度額		190,000円	190,000円
	介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.28%	2.28%
		均等割額	1人につき	12,700円	11,700円
		平等割額	1世帯につき	3,800円	5,900円
		課税限度額		160,000円	170,000円

(注1) 応能:経済的負担能力に応じたもの(所得割額)
応益:被保険者数や世帯に応じたもの(均等割額+平等割額)

国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保未加入の世帯主を含む)と被保険者、特定同一世帯所属者(注2)の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が一定割合(7割・5割・2割)軽減されます。ただし、低所得世帯でも所得申告されていない場合は、軽減の対象となりません。

なお、今年度は、軽減判定所得基準額を引き上げることで、軽減制度を拡充しました。

軽減割合	軽減基準額	
	拡充前	拡充後
7割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯	
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+28万円」× (世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯	「33万円(基礎控除額)+28.5万円」× (世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+51万円」× (世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯	「33万円(基礎控除額)+52万円」× (世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯

(注2) 特定同一世帯所属者とは後期高齢者医療制度への移行により、国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。

圃住民課 ☎388-1115

新型コロナウイルス感染症に伴う保険料(税)の減免などについて

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難となった方を対象に、保険料(税)の減免や猶予などの制度があります。

保険料(税)の減免について

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■対象世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①～③すべての要件に該当する世帯
 - ① 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年の収入の3割以上減少する見込みであること(株の取引による収入などは除く)
 - ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ③ 減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※(1)に該当する場合は保険料(税)の全額が、(2)に該当する場合は、前年の合計所得金額に応じて保険料(税)の一部または全額が減免となります。

■対象の保険料(税)

令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されている保険料(税)

☎ 388-1115 岡住民課

介護保険料(第一号被保険者)

■対象世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①と②の要件の両方に該当する世帯
 - ① 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年の収入の3割以上減少する見込みであること(株の取引による収入などは除く)
 - ② 減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※(1)に該当する場合は保険料の全額が、(2)に該当する場合は、前年の合計所得金額に応じて保険料の一部または全額が減免となります。

■対象の保険料

令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されている保険料

☎ 388-7171 岡健康介護課

■手続きに必要なもの(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料共通)

- ・ 印鑑(認印) ・ 被保険者証
- ・ 対象世帯(1)に該当する方は、死亡診断書または医師の診断書など
- ・ 対象世帯(2)に該当する方は、収入の減少見込みが確認できる書類(確定申告書の控えや源泉徴収票(前年分)、帳簿、給与明細書、廃業届など)
- ・ 失業した方は、雇用保険受給資格者証(国民健康保険のみ)

国民健康保険税の徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納付が困難な場合は、申請により徴収の猶予(延滞金の免除)が認められます。

☎ 388-1112 岡税務課

国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金の支給について

被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、申請により要件を満たす方を対象に傷病手当金を支給します。

☎ 388-1115 岡住民課

役場や商工会で予約・申込みのお手伝いをしています

マイナポイントの申込みを開始

7月1日より、マイナポイントの申込みが始まります。マイナポイントとは、マイナンバーカードを取得後、マイナポイントの予約・申込みをされた方を対象に、民間のキャッシュレス決済サービスの入金時または支払い時に25%の割合（1人あたり上限5,000円分）で付与されるポイントのことで、9月から付与が開始されます。ポイントはスマートフォン決済やオンラインショッピングでの買い物などに利用できます。

マイナポイント申込みまでの流れ

Step1

マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードの取得には「通知カード」に同封された「交付申請書」が必要です。

■「交付申請書」がある方

スマートフォンやパソコン、まちなかの証明写真機、郵送にて申請可能です。

■「交付申請書」がない方

申請書再発行の手続きが必要です。詳しくは、住民課までお問合せください。

圃住民課 ☎388-1115

Step2

マイナポイントの予約・申込み

マイナンバーカード取得後は、マイナポイントの予約に加え、マイナポイントの申込みが別途必要になります。

マイナポイントの予約（マイキーIDの設定）後、マイナポイントの申込みとしてマイナポイント対応のキャッシュレス決済サービスを1つ選択し、登録いただきます。

必要な機器環境があれば、自宅でもマイナポイントの予約や申込みは可能ですが、役場や商工会でも次のとおり予約や申込みのお手伝いをしていますので、ご利用ください。

期間 令和3年3月末まで（予約支援は8月末までを予定）

時間 午前9時～午後4時

場所 役場2階 特設会場（火・木）／商工会館（月～金）

※祝日は除く。

持ち物 マイナンバーカード

（マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号も必要です）

圃企画課 ☎388-1113



▲マイナポイントに関する詳細はこちら



マイナポイントが付与される時期が近づくと、マイナンバーカードの申請が集中し、通常よりも発行に時間がかかることが見込まれますので、早めの手続きをお願いします。

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

✂ 中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築港町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ごみ・粗大ごみの回収

♻ (株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐阜南町平成6-110

☎058-248-0089
<http://www.t-eisei.co.jp>



お知らせ

笠松川まつりの中止

毎年8月15日に笠松みなと公園一帯で開催している「笠松川まつり」は、今年は安全な会場運営が困難であることや、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクに配慮し、中止します。

岡かさまつまちづくりイベント実行委員会（企画課内）

☎388-1113

会い・Eye・挨ラジオ体操の中止

毎年8月第1土曜日に各小学校で開催している「会い・Eye・挨ラジオ体操（三世代交流ラジオ体操）」は、新型コロナウイルス感染拡大防止と地域の皆様の健康と安全に配慮し、中止します。

岡町青少年育成町民会議（笠松中央公民館内） ☎388-3231

青少年海外派遣事業の中止

笠松中学校の生徒を対象に、毎年10月上旬に実施しているグアム島での青少年海外派遣事業は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している状況を受け、今年度の派遣を中止します。

岡企画課 ☎388-1113

日本脳炎予防接種（特例の対象者）

日本脳炎の予防接種は、平成17年度から平成21年度までの間、積極的な勧奨を差し控えていました。この期間に接種を受けていない方は、特例として接種を受けることができますので、母子健康手帳で接種歴を確認し、なるべく早い時期に接種を受けてください。

対象

①平成12年4月2日～平成19年4月1日生まれで不足分のある方の第1期、第2期（ただし20歳未満の方に限る）

②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで不足分のある方の第1期、第2期（ただし9歳以上13歳未満の方に限る）

※接種間隔はかかりつけ医または福祉健康センターにご相談ください。

実施医療機関

町ホームページをご確認ください。

持ち物 予診票、母子健康手帳
※予診票をお持ちでない場合は、母子健康手帳を持って福祉健康センターにお越しください。

岡健康介護課 ☎388-7171



骨髄ドナー助成金

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄や末梢血幹細胞の移植、骨髄などの提供希望者の登録を推進するため、骨髄などの提供を完了した方や提供者を雇用する事業所に対して助成金を交付します。

詳細は、町ホームページをご確認ください。



岡健康介護課 ☎388-7171

建築物の耐震化促進に伴う助成

町では地震に備えるため、昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅の耐震診断を希望される方に、無料で専門家を派遣し、耐震診断と耐震補強のアドバイスを受けられる制度を設けています。

また、昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅の耐震診断と、昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の建築物の耐震診断、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震補強または、耐震シェルターなどの設置にかかる費用の一部を助成する制度を設けています。

申込期限 12月28日（月）

申込 岡建設課 ☎388-1117

自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所

羽島郡笠松町中野

☎387-4361

第11回特別弔慰金

戦没者などの遺族に対する弔慰金の請求を受け付けています。請求期限を過ぎると、弔慰金を受け取れなくなりますので、ご注意ください。

なお、既に請求されている方は、国債が町に届くまでに時間を要しますので、お待ちください。

対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で令和2年4月1日において遺族年金などを受ける方がいない場合に、先順位の遺族1人に対して支給

支給額 額面25万円

※5年償還の記名国債により、令和3年4月15日以降に毎年1回、年5万円ずつの支払い

請求期限 令和5年3月31日

岡福祉子ども課 ☎388-1116

自筆証書遺言書保管制度が始まります

自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度が7月10日から始まります。遺言書の紛失、第三者による破棄や改ざんの防止などのメリットがあります。

保管手数料 3,900円

詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。

岡岐阜地方法務局 ☎245-3181



募 集

ダンボールコンポスト初心者講習会

ダンボールコンポストは、家庭から排出される生ごみを利用してたい肥をつくり、生ごみの減量化を図るものです。できあがったたい肥は家庭菜園やプランターなどで活用できます。

なお、この講習会に初めて参加される方には、ダンボールコンポスト1セット(箱・基材)を無償で進呈します。

日にち 8月1日(土)

時間 午前10時～(約2時間)

場所 笠松中央公民館1階 集会室

参加資格 町内在住者

参加料 無料

定員 20人

講師 羽島環境の会

申込期限 7月31日(金)※定員になり次第締め切り

☎☎☎羽島環境の会 問宮(笠松天領の駅) ☎322-5558

甲種防火管理新規講習会

羽島郡広域連合消防本部では、消防法で定める甲種防火管理資格の取得を目的に、次のとおり講習を実施します。

日時

1日目	8月6日(木) 午前9時30分～午後4時20分
2日目	8月7日(金) 午前9時30分～午後3時30分

場所 羽島郡広域連合消防本部3階 大会議室

定員 20人

申込期間

一次募集	7月 1日(水)～14日(火) ※郡内在住・在勤者に限る
二次募集	7月15日(水)～29日(水) ※募集制限なし

申込方法 受講料4,500円を添えて、消防本部予防課へ直接お申込みください(郵送不可)

☎☎☎羽島郡広域連合消防本部予防課 ☎388-1198

※新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、例年より定員を縮小して開催します。講習会参加時には、マスクの着用や検温の実施をお願いします。

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社



岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

町職員

採用予定人数 事務職員・技術職員(土木・建築) 各若干名

採用年月日 令和3年4月1日

受験資格 ・日本国籍がある方
・公務員として法律的に欠格事項がない方

区 分	要 件
大学卒業程度 事務職員・技術職員	・平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方 ・大学を卒業またはこれと同等以上の学歴を有する方 ・技術職員は、土木または建築に関する専門課程を修めた方(令和3年3月卒業見込みを含む)
高校卒業程度 事務職員・技術職員	・平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 ・短大、高校を卒業またはこれらと同等以上の学歴を有する方 ・技術職員は、土木または建築に関する専門課程を修めた方(令和3年3月卒業見込みを含む)

採用試験

第1次試験	日時	9月20日(日) 午前8時50分～
	場所	県立岐阜総合学園高等学校(予定)
	試験方法	教養試験・事務適性検査・適性検査
第2次試験 (第1次試験合格者のみ)	日時	10月17日(土)
	場所	笠松町役場
	試験方法	作文試験・集団討論
第3次試験 (第2次試験合格者のみ)	日時	10月24日(土)
	場所	笠松町役場
	試験方法	面接試験

申込受付期間 7月1日(水)～31日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日は申込用紙の交付や受け付けを行いません。

※郵送による申込みの場合は7月31日の消印分まで有効。

申込方法 申込用紙(総務課で配布または郵送請求)を役場総務課へ提出してください。

※申込用紙の郵送を希望される方は、任意様式にて受験者の連絡先電話番号と申込用紙請求の旨を明記し、返信用封筒(A4サイズが入る大きさで、宛先を記入し、120円分の切手貼付)を同封の上、総務課へ請求してください。

問総務課 ☎388-1111(〒501-6181 笠松町司町1番地)

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地

TEL 058-239-9921

瑞穂市野田新田3977-1

TEL 058-327-4030

住宅性能保証制度
登録店住まいのパイオニア
総合建設請負業

安藤建設株式会社

☎ 058-388-0077

FAX 058-387-1515

Information Box

羽島郡広域連合消防職員

採用予定人数 男女職員 若干名

採用年月日 令和3年4月1日

- 受験資格
- ・消防職員として職務遂行に支障のないこと
 - ・日本国籍がある方
 - ・公務員として法律的に欠格事項がない方

区 分	要 件
第1種 (大学卒業程度)	・平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方 ・大学を卒業またはこれと同等以上の学歴を有する方(令和3年3月卒業見込みを含む)
第2種 (短大・高校卒業程度)	・平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 ・短大、高校を卒業またはこれらと同等以上の学歴を有する方(令和3年3月卒業見込みを含む)

採用試験

第1次試験	日時	10月23日(金) 午前9時30分～
	場所	笠松中央公民館
	試験方法	教養試験・体力試験・適性試験
第2次試験 (第1次試験合格者のみ)	日時	11月下旬(予定)
	場所	羽島郡広域連合
	試験方法	口述試験

申込受付期間 8月3日(月)～28日(金)

申込方法 7月27日(月)以降、広域連合消防本部消防総務課に申込用紙がありますので、必要事項を記入のうえ、申込受付期間内に提出してください。

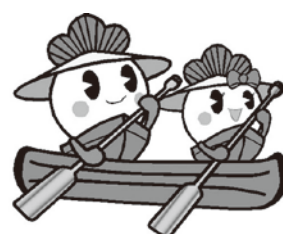
※申込用紙の郵送を希望される方は、任意様式にて受験者の連絡先電話番号と申込用紙請求の旨を明記し、返信用封筒(A4サイズが入る大きさで、宛先を記入し、120円分の切手貼付)を同封の上、広域連合消防本部消防総務課へ請求してください。

申込先 羽島郡広域連合消防本部消防総務課 ☎388-1196
(〒501-6088 笠松町美笠通3丁目25番地)

7月は「河川愛護」月間です

「せせらぎに
ぼくも魚も
すきとおる」

川はわが町の誇り。
木曽川、長良川、揖斐川は
郷土の原風景です。
みんなの宝をいつまでも美
しく保ち、次の世代に残しま
しょう。
自然を大切にし、日頃から
河川美化に心がけましょう。



国土交通省 木曽川上流河川事務所

青少年の非行・被害防止 全国強調月間

今月は、青少年の非行・被害防止全国強調月間です。
町民の皆さんの非行・被害防止に対する意識を高め、
地域ぐるみで青少年を守り・
育てる環境を築きましょう。

消火器・防災用品・消防設備点検・施工



株式会社三田防災

〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
TEL: 058-388-0607(代) ☎0120-119-073
<営業所> 岐阜・羽島・名古屋・四日市

SANDA Co.,LTD

つみきとえいご

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66
TEL:058-387-9155
http://www.tsumiki.ed.jp

刑務官

採用年月日 令和3年4月1日

受験資格

区分	年齢要件
刑務A・B 刑務A・B(武道)	平成3年4月2日から 平成15年4月1日までに 生まれた方
刑務A・B(社会人)	昭和55年4月2日から 平成3年4月1日までに 生まれた方

※Aは男性、Bは女性に限る

試験日程

一次試験	9月20日(日)
二次試験	10月22日(木)から28日(水)までの間

申込受付期間 7月21日(火)～30日(木)

申込方法 インターネット申込専用アドレス
(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)
よりお申込みください。

採用説明会の開催

7月	1日(水)	午後1時30分～3時
	8日(水)	午後1時30分～3時
	11日(土)	午前10時～11時30分 午後1時30分～3時
	15日(水)	午後1時30分～3時

皆さんの参加をお待ちしています!

岡笠松刑務所 庶務課 ☎387-2175



名馬、名手の里 ドリームスタジアム

GIFU 笠松丸いば
7月の開催について

走路改修工事を行うため、7月の開催はありません。

【次回開催】8月10日(祝・月)、12日(水)、
13日(木)、14日(金)

イベント

小学生行事「つくってみよう」トールペイント

日にち 7月26日(日) 時間 午前10時～11時

場所 こども館 対象 小学生

定員 20人

申込期限 7月21日(火) ※定員になり次第終了

申込間こども館 ☎388-0811

7月は「愛の血液助け合い運動」月間

「行ってみよう 少しの勇気で 救える命」

夏の交通安全県民運動

7月11日(土)～20日(月)

「ゆずりあう心で 夏の交通事故防止」

第3日曜日は家庭の日

7月19日(日)は、家庭の日です。心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

【今月のテーマ】

家族みんなが、安全に心がけ

事故のないように努めましょう。

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ1千万円

(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円
7月14日の2種類同時発売!

発売期間 7/14(火)～8/14(金)

公益財団法人岐阜県市町村振興協会



- まつなみ健康増進クリニック
●人間ドック・健診センター
●人工透析センター
●まつなみリサーチパーク(医学研究所)
●松波総合病院介護老人保健施設
●まつなみ訪問介護ステーション
●まつなみ訪問看護ステーション
●松波総合病院在宅介護支援事業所
●まつなみケアプランセンター

☎058-388-0111(代)
<http://www.matsunami-hsp.or.jp>

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765

お 願 い

住宅地などにおける農薬使用の注意

農薬は、適正に使用されない場合、人畜や周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。多くの人が利用する施設や住宅地に近い場所で農薬を使用する場合には、農薬の飛散防止などに配慮してください。

	注意事項
①	農薬使用の回数と量を減らすために病害虫や雑草の早期対策に努める。
②	やむを得ず農薬を使用する場合には、事前に散布日時・使用予定の農薬の種類などを周辺住民に周知する。
③	農薬はラベルに記載された内容を必ず守って使用する。
④	農薬の散布は、無風または風が弱いときに行うなど天候に注意する。
⑤	近隣に学校・通学路がある場合は通学時間帯の使用は避けるなどの配慮をする。

環境経済課 ☎388-1114

節電にご協力を

電気は、私たちの暮らしや産業を支える重要なエネルギーであり、「エネルギーを無駄なく大切に使う」といった視点から省エネ・節電の取り組みを行うことが大切です。

電力需要は、夏の昼間（特に午後1時～4時の時間帯）がピークとなります。皆さんの節電や省エネルギーへのご協力をお願いします。

※高齢者や乳幼児のいるご家庭では、それぞれのご事情のもと、無理のない範囲でのご協力をお願いします。

環境経済課 ☎388-1114

空き地の草刈りや庭木の 手入れは計画的に

◆雑草や庭木が生い茂っていると

- ①ポイ捨てや不法投棄をされる
- ②害虫が発生しやすくなる
- ③火災発生のおそれがある
- ④車や通行人の邪魔になり交通事故を引き起こす

など、周辺住民の迷惑になります。

所有者の方は、草刈りや剪定を定期的に行いましょう。

環境経済課 ☎388-1114

寄 附

■福祉事業として

笠松町湛水直播栽培組合
現金147,608円

■子育て支援として

匿名 現金100,000円
町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。

お問合せ

役 場 ☎388-1111
FAX387-5816

総 務 課 ☎388-1111
税 務 課 ☎388-1112
企 画 課 ☎388-1113
環 境 経 済 課 ☎388-1114
住 民 課 ☎388-1115
健康介護課 ☎388-7171
福祉子ども課 ☎388-1116
建 設 課 ☎388-1117
水 道 課 ☎388-1118
教育文化課 ☎388-3231
会 計 課 ☎388-1119
議 会 事 務 局 ☎388-1110

笠松中央公民館 ☎388-3231
松 枝 公 民 館 ☎387-0156
総 合 会 館 ☎387-8432
歴 史 未 来 館 ☎388-0161
福祉健康センター ☎388-7171
福 祉 会 館 ☎387-1121
こ ど も 館 ☎388-0811
学校給食センター ☎387-5321
ふ ら っ と 笠 松 ☎388-2355

まちの人口

令和2年6月1日現在（前月比）
人口 22,185人 （減14）
男 10,726人 （減 2）
女 11,459人 （減12）
世帯数 9,097世帯（減 7）

広報紙の広告をご利用ください

・Information Box 下段：
5,000円／号
（3cm×8cm・2色刷り）
・裏表紙 下段： 8,000円／号
（2.25cm×6cm・フルカラー）
※2枠以上使用した大きな広告も
可能ですのでご相談ください。
企画課 ☎388-1113



住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

～あなたの力を消防団に～

消防団員募集

女性団員も活躍中

【問合せ先】総務課 ☎388-1111

ごみを 減らしましょう

燃える大型ごみが増加しています

5月の「燃える大型ごみ」の収集日には燃える大型ごみのほか、金物などのルール違反ごみを含む大量のごみが、いくつかの集積所であふれました。

また、ある集積所では、歩道や貯水槽までごみがあふれる異常事態となりました。



買い替える前に修理する、捨てる前に必要人に譲るなど「一人ひとりの心がけによるごみの減量化」にご協力をお願いします。

なお、大掃除などにより一時的に発生した多量ごみは、町内のごみ集積所に出さず、町の許可業者に処理を依頼してください。

☎環境経済課 ☎388-1114

知ろう 備えよう 防災対策

台風や豪雨に備えましょう！

毎年6月から10月ごろは台風や豪雨が多い時期です。災害に備え、次のような準備をしておきましょう。

- ・ 非常用持出袋を準備する。
- ・ ハザードマップなどで避難所を確認する。
- ・ あんしんかさまつメールや町公式LINEに登録する。(避難所の開設や避難情報を配信します)
- ・ ホームページなどで気象情報や河川の水位情報を得る方法をあらかじめ確認する。
- ・ 近隣住民や通行人の安全のため、家のトタンなど、風で飛びやすいものは固定したり、建物の中に入れる。

避難先について

- ・ 避難を行う先は避難所に限らず、安全な地域の親せきや友人宅、宿泊施設なども検討してください。
- ・ 避難所への移動が危険だと判断されるような緊急時には、自宅の2階など高い場所へ避難する垂直避難を行いましょう。

非常用持出袋の例

名札・LEDライト・ゴミ袋・充電器
レジャーシート・レインコート
歯磨きセット・ばんそうこう、包帯
ウェットティッシュ・ポケットティッシュ
マスク・タオル・ロープ・軍手
簡易トイレ・ホイッスル・レスキューシート
給水バック・使い捨てカイロ・ハンドクリーム
水・食糧
※ 赤ちゃん用品、薬、眼鏡など、個人の状況に応じて必要なものをご準備ください。

☎総務課 ☎388-1111

7月のカレンダー

休日急病診療

※当番医は都合により変更となる場合がありますので、
前もって役場にご確認ください。

問役場 ☎388-1111

〔内科系〕診療時間 午前9時～午後2時

〔歯科系〕診療時間 午前9時～午後1時

日	医療機関	所 在	電 話
5	赤座医院上印食診療所	岐南町上印食	☎247-2626
12	片山クリニック	笠松町田代	☎388-8700
19	しみすこどもクリニック	岐南町野中	☎248-3211
23	こめの医院	笠松町米野	☎387-6010
24	愛生病院	笠松町円城寺	☎388-3300
26	ひらたクリニック	笠松町田代	☎387-3378

医療機関	所 在	電 話
三輪歯科医院	笠松町円城寺	☎387-6110
はる歯科クリニック	岐南町みやまち	☎273-2300
西垣歯科クリニック	笠松町北及	☎387-5900
おがわ歯科クリニック	岐南町徳田	☎242-9666
さくら歯科	笠松町門間	☎387-9114
小島歯科医院	岐南町平島	☎245-2096

■上記以外の医療機関に関するお問合せ

問郡地域救急医療情報センター(郡広域連合消防本部内)

☎388-3799



日ごろからかかりつけ医・かかり
つけ歯科医を持ちましょう!

保健カレンダー

内 容	日(曜日)	受付時間	場所
乳児(3～4か月児) 健康診査	15日(水)	13:10～13:40	福祉健康 センター
1歳6か月児 健康診査	9日(木)		
3歳児健康診査	30日(木)	13:00～13:40	
お誕生 (10～11か月)教室	27日(月)	9:20～9:40	
にこにこ(2歳児)教室	17日(金)	9:20～9:30	
離乳食教室	22日(水)	9:50～10:00	
歯みがき教室	7日(火)	9:30～11:00	
	27日(月)	13:00～14:30	
プレパマクラブ・ミニ (からだのセルフケア)	7日(火)	10:00	
プレパマクラブ	27日(月)	13:30	
グループワーク	16日(木)	10:00～11:30	

内 容	日(曜日)	受付時間	場所
貯筋(ちょきん) くらぶ ※事前登録が必要です	1日(水)	9:10～9:30	福祉健康 センター
	15日(水)		
	8日(水)	9:40～10:00	福社会館
	22日(水)		
	2日(木)	13:10～13:30	総合会館
	16日(木)		
	1日(水)	13:40～14:00	松枝 公民館
	15日(水)		
ふれあいひろば ※事前登録が必要です	8日(水)	13:40～14:00	笠松中央 公民館
	22日(水)		
	3日(金)	13:30	福祉健康 センター
	17日(金)		
	30日(木)	10:00	福社会館

※グループワークは、こころの悩みをお持ちの方、精神障がいの方で精神科医療機関に通院している方が対象です。

参加を希望される場合は、7月9日(木)までに福祉健康センター(☎388-7171)へお申込みください。

納税納付／納期限7月31日(金)

固定資産税……………2期分
国民健康保険税……………1期分
後期高齢者医療保険料……………1期分
介護保険料……………2期分
水道料金・下水道使用料……………2期分
保育料(0～2歳児)……………7月分
放課後児童クラブ利用料……………7月分

次の税金などは、コンビニやスマートフォン決済アプリ
PayB(ペイビー)でも納付できます。

町県民税 / 固定資産税 / 軽自動車税種別割

国民健康保険税 / 水道料金・下水道使用料

※期限内で、1回の納付額が30万円以下の場合のみ

納付でお困りのときは、ご相談ください。

期限内納付にご協力ください。納付は便利な口座振替で。

各種相談窓口

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
法律相談・ 悩みごと相談	1日(水)	13:00～15:00	福祉会館
	15日(水)		
	※相談を希望される方は、事前に電話 でお申込みください。☎388-1111		
消費生活相談	6日(月)	9:00～15:00	役場 環境経済課
	20日(月)		
人権よろず相談	10日(金)	13:30～15:30	福祉会館
	人権擁護委員		
	杉山 詞一 (円城寺) 石原 明 (八幡町)		
	千村 ゆかり(東陽町) 安藤 隆 (北 及)		
	瀬瀬 英子 (田 代) 岩村 雅人(門 間)		
	森 真理子 (米 野)		
心配ごと相談	在宅相談 担当地域民生委員		
行政相談	10日(金)	13:30～15:30	福祉会館
	行政相談員 岩田 修(宮川町) 杉山 佐都美(二見町)		
身体障がい者 相談	在宅相談	身体障害者相談員	
	岩田 賢一	田代950-1	☎388-0068
	田島 佳代子	無動寺180	☎388-2235
	石黒 百合子	瓢町13-1	☎388-0428
知的障がい者 相談	在宅相談	知的障害者相談員	
	樋口 一子	北及1578-2	☎388-3705
こころの巡回相談・ 障がい者就労相談	16日(木)	13:00～14:30	福祉健康センター
	※精神障がい者やそのご家族が対象 です。相談を希望される方は、7月 9日(木)までにお電話でお申込み ください。☎388-7171		
健康相談	7日(火)	10:30～11:30	福祉健康センター
	10日(金)	10:30～11:30	福祉会館
	21日(火)	13:30～14:30	下羽栗会館
	27日(月)	14:00～15:30	福祉健康センター
介護相談	月曜日～金曜日 (祝日は除く)	8:30～17:15	地域 包括支援センター (福祉健康センター内)
	※相談を希望される方は、事前に電話で お申込みください。☎388-7133		
育児相談・ マタニティ相談	7日(火)	9:30～11:00	福祉健康センター
	10日(金)	10:30～11:30	福祉会館
	21日(火)	13:30～14:30	下羽栗会館
	27日(月)	13:00～14:30	福祉健康センター
妊娠・出産 子育て総合相談	月曜日～金曜日 (祝日は除く)	8:30～17:15	子育て世代 包括支援センター (福祉健康センター内)

子育てサロン「みんなで遊ぼう」

♪親子でヨガ♪

日 時 7月8日(水) 午前10時~11時

場 所 こども館

対 象 者 乳幼児とその保護者

※状況によっては、中止となる場合があります。

圃こども館 ☎388-0811

図書室からのお知らせ

図書室サービスを順次再開しています。

◎ご利用いただける主なサービス

- ◎書架(本棚のあるエリア)の利用
- ◎本、雑誌(バックナンバー)の貸出
- ◎新聞、雑誌(最新号)の閲覧
- ◎閲覧席の利用(座席数を減らしています)

図書室の滞在時間は1時間以内で
お願いします。混雑状況に応じて入室
制限する場合があります。最新の情報は、
町ホームページをご確認ください。



ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染
症拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いします。

■今月のお休み

笠松中央公民館	松枝公民館	総合会館
31日(金)		

■今月のおはなしかいはありません

ココロがさなる



チャンネルCCN 7月の番組案内

エリアトピックス 地デジ 12ch

笠松町の
身近な話題をお伝える
CCNのニュース番組

放送時間

7:00~、18:00~ ほか
(月)~(日) 毎日放送

土日を含め毎日更新になりました。



町施設のご案内

- 役 場 司町1番地 ☎388-1111(代)
- 福祉会館 東陽町44番地の1 ☎387-1121
- こども館 田代290番地 ☎388-0811
- 第一保育所 上新町172番地 ☎387-2664
- 福祉健康センター 長池408番地の1 ☎388-7171
- 子育て世代包括支援センター 長池408番地の1 ☎388-7171
- 地域包括支援センター 長池408番地の1 ☎388-7133

- 笠松中央公民館 常盤町6番地 ☎388-3231
- 松枝公民館 松枝支所 長池292番地 ☎387-0156
- 総合会館 下羽栗支所 中野229番地 ☎387-8432
- 下羽栗会館 中野318番地 ☎総合会館へ

経済的な理由などで国民年金保険料（以下、「保険料」）を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の保険料の免除・納付猶予の申請は7月1日から受付開始です。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）の影響により令和2年2月以降に業務が失われたなどで収入が減少し、令和2年中の所得見込額が保険料免除基準額相当になる方は、臨時特例により令和2年2月分から令和3年6月分の保険料の免除・納付猶予の申請ができます。感染症の影響により収入が減少した学生の方は令和2年2月分から令和3年3月分の保険料の学生納付特例の申請ができます。

申請に必要なもの

○国民年金保険料免除・納付猶予申請書（学生の方は「国民年金保険料学生納付特例申請書」）

○マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの ○印鑑（朱肉を使用するもの）

【学生の方】学生証

【離職された方】雇用保険被保険者離職票

【感染症の影響による申請の方】簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）

◆申請書や申立書は、役場住民課で配布しているほか、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。

◆感染防止のため、郵送での申請をご利用ください。

申請所 岐阜南年金事務所 ☎273-6161 〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15
住民課 ☎388-1115



消防署

花火・火遊びによる危険性

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

日本で初めて花火を見た将軍は、誰か知っていますか？一説によると、あの徳川家康だと言われています。そんな古くから親しまれてきた歴史ある花火は、世界に誇れる日本の伝統工芸品の一つです。皆さんにも、花火での楽しい思い出があるのではないのでしょうか。しかし、遊び方、ルールを間違えると、悲しい思い出、一生の傷跡が残るかもしれません。

花火は、コンビニやスーパーでも購入でき、手軽に楽しめる一方、その危険性ゆえ、火災や事故が多く発生しています。次のことを心掛け、安全に遊びましょう。

「花火を安全に遊ぶポイント」

- ①風の強い日は花火をしない
- ②燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- ③子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ
- ④説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- ⑤水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける

また、子どもたちは好奇心が旺盛で、火の危険性について十分な理解がないため、火遊びによる火災や事故も多く発生しています。そのため、夏の始まりの今こそ、子どもたちに火の恐ろしさ、正しい火の取り扱い方を教え、子どもたちを守りましょう。

「子どもの火遊びによる火災防止のポイント」

- ①子どもだけを残して外出しない
- ②ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
- ③子どもだけで火を取り扱わせない
- ④火遊びをしているのを見かけたら注意する
- ⑤火災の恐ろしさ、火の取り扱いについて教育する

以上のことをしっかりと心掛け安全かつ楽しい夏の思い出を作りましょう。





点字版・音声版をご希望の方は、県庁広報課へご連絡ください
音声版には、CD（デジター編集）での提供と音声用のテキストデータの配信もあります

今月のピックアップ情報

熱中症を予防して元気な夏を！

夏は熱中症の危険が高まります。
特に、今年は新型コロナウイルス感染防止対策としてのマスク着用により、体内に熱がこもりやすい状況になっています。
しっかり予防し、楽しい夏を過ごしましょう。

【熱中症予防のポイント】

- 部屋の温度をこまめにチェック！
室温28度を目安に、エアコンや扇風機を上手に使いましょう！
- のどが渇かなくてもこまめに水分補給！
- 外出時は涼しい服装で、日よけ対策も！
- 無理せず適度に休憩を！
- 栄養バランスの良い食事と体力づくり！



◆ 問 / 県庁消防課 ☎058(272)1122

● 県の人口

1,979,516人(4,572人減)
※令和2年4月1日現在 ※()内は前月との比較

- ▶ 県政広報テレビ番組
「ぎふ県政ほっとライン」
- ▶ 「清流の国ぎふ
岐阜県ミナモトだより」

ぎふちゃん(8ch)データ放送で
「岐阜県からのお知らせ」も
配信中！

d ボタンを押して
地元情報をゲット！



空き家、放置していませんか？

空き家が増加しています。放置された空き家は地域に悪影響を及ぼすおそれがあります。空き家の適正管理は、所有者の責務です。お困りのときは、「空き家・すまい総合相談室」に相談してください。

【相談例】

- 空き家を売りたい、解体したい
 - 空き家の管理をどうしたらいいの など
- なお、一部市町村においても支援を実施しています。

【相談窓口】

空き家・すまい総合相談室(県住宅供給公社内)
☎0584(81)8511 ※電話による事前予約制



空き家管理ポスター

◆ 問 / 県庁住宅課 ☎058(272)8693



情報ボックス



県広報は県公式ウェブサイト、広報紙ポータルサイト「マイ広報紙」・「岐阜イーブックス」、広報紙アプリ「マチイロ」でも公開中！
※掲載している二次元コードは、スマートフォンの機種やアプリなどによって、読み込めない場合があります



「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」のご案内

歩行が困難な方が利用できるプラスワン区画を新たに設置し、利用証を発行する制度を設けています。

- 申込方法／郵送、持参
- 郵送による申込先／県庁地域福祉課
- 窓口への持参先／県庁地域福祉課、岐阜地域福祉事務所、各県事務所福祉課
- 問／県庁地域福祉課 ☎058(272)8261

ぎふ清流おもいやり駐車場

検索



川を安全に楽しむために

近年、水位の急上昇による水難事故が多発しているため、川に遊びに行く際は、天候や川の状況に注意してください。県のウェブサイト「川の防災情報」で、雨量、水位などの情報をご覧になれます。また、「ぎふ川と道のアラームメール」に登録すると、大雨、洪水情報がすぐに携帯電話へ自動送信されます。

- 問／県庁河川課 ☎058(272)8603



沿道にはみ出ている樹木の伐採にご協力ください

私有地からはみ出した樹木が原因で事故が発生した場合、所有者の責任を問われることがあります。樹木の適切な管理をお願いします。県管理道路のうち、緊急輸送道路または孤立予想集落に通じる道路沿いについては、樹木伐採に対する補助制度もありますので、ご活用ください。

- 問／各土木事務所施設管理課または県庁道路維持課 ☎058(272)8572



あん摩マッサージ指圧等を受ける方へ

あん摩マッサージ指圧師や、はり師、きゆう師という国家資格のあるものと、整体やカイロプラクティック等国家資格のないものがあります。利用者が国家資格の有無を見分けられるよう、有資格者からの施術所開設届の一覧を県ウェブサイトで公開しています。

- 問／最寄りの保健所または県庁医療整備課 ☎058(272)8265

アイコン説明



催し



募集



資格・研修



その他



再犯防止啓発月間について

7月は再犯防止啓発月間です。県では「岐阜県再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人などが、県民の理解と協力を得て、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、関係機関と連携した取り組みを進めています。

- 問／県庁地域福祉課 ☎058(272)8435

SDGsに取り組もう！



目標4 質の高い教育をみんなに

県では、ふるさと岐阜への誇りと愛着を育てるふるさと教育やキャリア教育、ICTなど技術革新に対応した教育を推進し、個に応じたきめ細かな指導を通じて、一人一人の才能や個性を伸ばす教育を目指します。



- 問／県庁教育総務課 ☎058(272)8728

今月の1枚

手作りマスクで新学期スタート

新学期のスタートにあわせて、地域の方々がまごころ込めて手作りされたマスクを学校や保育施設、特別支援学校に配布しました。

この日は、「かさまる兄妹」と、子どもたちの間で密かな人気を呼んでいる「かさまつレンジャー」が笠松幼稚園を訪問し、寸劇を通してマスクの着用や手洗いの大切さを園児らと再確認するとともに、手作りマスクをお届けしました。

役場や学校からの依頼に「自粛生活が続く中、地域の役に立てて嬉しい」とマスクづくりや梱包を快く引き受けてくださった地元ボランティアや小規模授産所の皆さん、ありがとうございました。



Hello! こんにちは

今月の笠松っ子です。
すくすく大きくな～れ!



は たに あい か
波谷 和香 (田代) ちゃん

令和元年7月2日生
波谷 典宣・美香さんの子

いつもにこにこ笑顔で可愛い
あいちゃん♡
これからも元気に成長してね。



こ ばやし かえで
小林 楓 (長池) ちゃん

令和元年7月19日生
小林 優・智佳さんの子

いつも元気なやんちゃ姫☆
家族みんなの太陽だよ!
生まれてきてくれてありがとう



みず さき いち か
水崎 一樺 (円城寺) ちゃん

令和元年7月20日生
水崎 康智・智世さんの子

いつもニコニコ楽しそうな
一樺ちゃん。
たくさん遊んで大きくなってね!

「こんにちはコーナー」

赤ちゃん (令和元年9月生まれ) 募集

応募期限 7月31日 (金)

応募方法

企画課窓口 写真とコメント(40字程度)をご持参ください
Eメール 氏名(お子さんと保護者の方)・生年月日・住所・コメント(40字程度)・電話番号を記載し、写真を添付したメールをkikaku@town.kasamatsu.lg.jpへお送りください



TEL: 058-388-0111

4大疾病である、がん・脳卒中・糖尿病・急性心筋梗塞の各専門医を有し、「断らない救急」を実践しています。



すぎ やま とも はる
杉山 智悠 (長池) くん

令和元年7月24日生
杉山 允彬・裕美さんの子

いつも可愛い笑顔を見せてくれる
智くん♡
家族みんなの宝物だよ♡



あお き み あ
青木 美亜 (無動寺) ちゃん

令和元年7月28日生
青木 宏介・里奈さんの子

毎日元気いっぱいなみあちゃん♡
これからもお兄ちゃんと仲良く
遊んでね☆

●発行・編集／笠松町・企画課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 ☎ 058-388-1113 FAX.058-387-5816

ホームページアドレス <http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>